トピックス

「国際社会に貢献する国際ボランティア貯金
―国際協力NGOへの資金助成―」

第二経営経済研究部研究官　　町田　七重

国際協力NGOについて

NGOとは、Non-Governmental Organization（非政府組織）の略称であり、元々は、国連の場で、国連諸機関と協力関係にある政府以外の非営利組織を指すのに使われていた言葉が広がったものである。国際協力の分野では、国家機関や国際機関を除く組織の中でも特に営利を目的としない非営利組織で、非政府の立場から海外協力や地球規模問題に取り組む市民レベルの組織のことを指す。

現在、国際協力活動に取り組んでいる日本のNGO（以下、「国際協力NGO」という。）の数は、全国に400団体以上あるとされている。この国際協力NGOは、1960年代より徐々に誕生しており、インドシナ難民に対する支援（1970年代終わりから1980年代初頭）を契機に活動が活発になり、1980年代には団体数も飛躍的に増加した。

国際協力NGOに対する資金助成制度には、公的なものと民間で独自に実施しているものがある。公的な制度としては、外務省の国際開発協力関係民間公益団体補助金、環境事業団等の特殊法人による資金助成、国際ボランティア貯金の寄附金の配分等がある。一方、民間においては、㈶国際開発救援財団や公益信託経団連自然保護基金などの民間助成財団等からの資金助成がある。

国際ボランティア貯金の特徴

ここでは、国際ボランティア貯金の制度、実績、主な特徴を概観するとともに、国際協力NGOに対する資金助成制度と比較してみたい。

●制度概要　（図１国際ボランティア貯金の仕組み参照）

総務省（旧郵政省）は、開発途上地域の人々の福祉の向上に寄与するための援助の充実に資することを目的として、平成３年１月から、国際ボランティア貯金の取扱いを開始している。この制度は、郵便局の通常貯金・通常貯蓄貯金の預金者が受け取る税引後利子の20%～100%（10%単位で自由に選択）を寄附してもらい、その寄附金を国際協力NGOへ配分することを通じて、海外の開発途上地域における人々の福祉の向上を支援する仕組みである。

●実績概要　（図２国際ボランティア貯金の年度別加入件数・図３国際ボランティア貯金の年度別配分実績参照）

平成14年３月末現在の累計で、国際ボランティア貯金の寄附金による海外援助の実績は次のとおりである。

国際ボランティア貯金の加入件数2,627万件、寄附金配分団体数2,253団体、寄附金配分事業数

図１　国際ボランティア貯金の仕組み

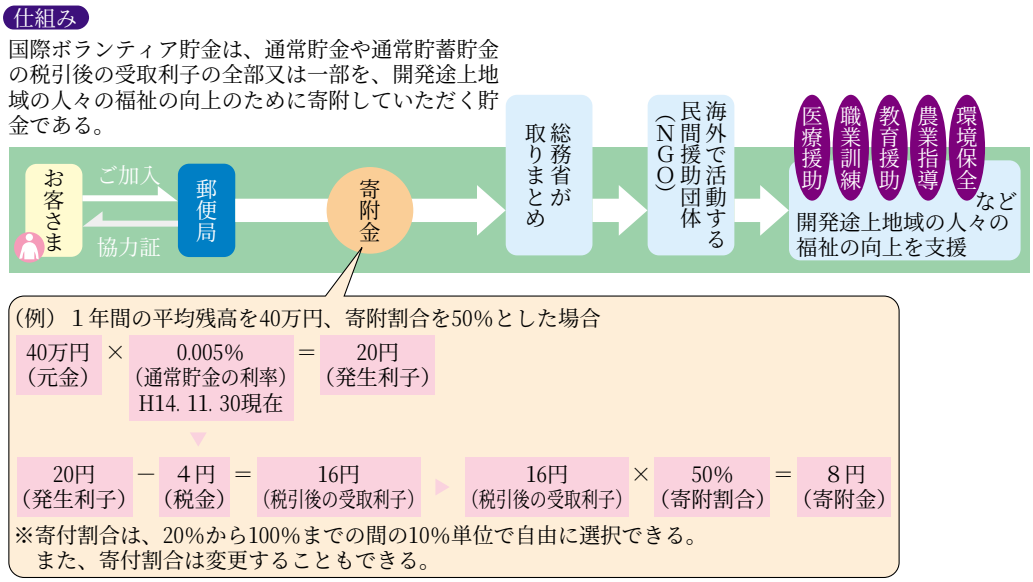

図２　国際ボランティア貯金の年度別加入件数

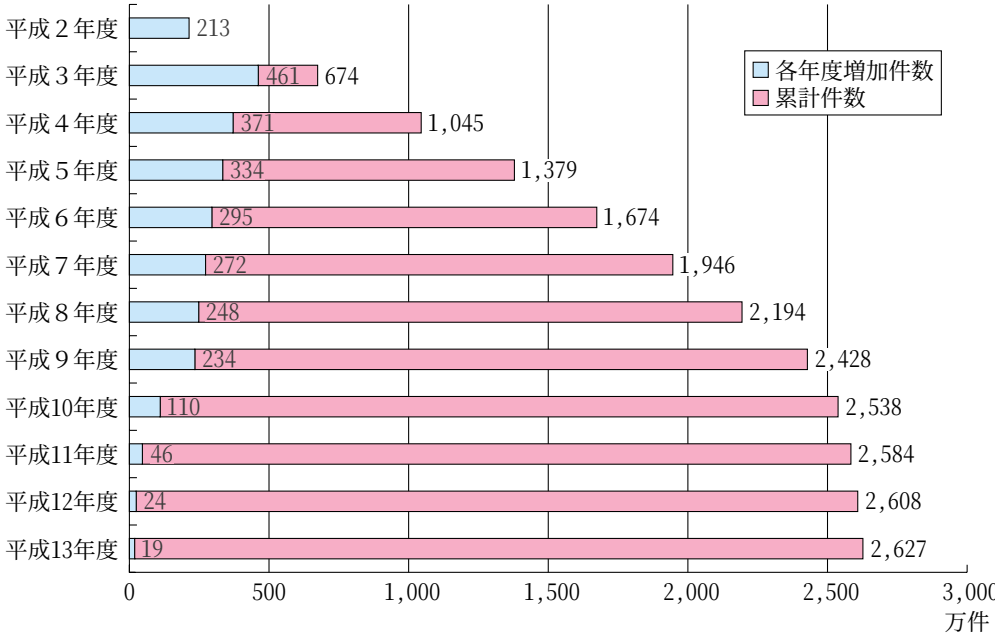

2,761事業、寄附金配分金額179億2,705万９千円、援助事業実施国91カ国となっている。なお、国際ボランティア貯金の加入件数は、平成14年11月末現在の累計で2,668万件となっている。

●主な特徴

①　援助の範囲（配分対象事業）

国際ボランティア貯金は、日本のNGOが行う開発途上地域の人々の福祉の向上に寄与するための援助事業であって、①援助事業の対象地域の状況や人々のニーズを十分把握し、反映したもの、②NGOのスタッフ等が申請援助事業の対象地域

図３　国際ボランティア貯金の年度別配分実績
（配分団体数・配分事業数・配分金額・事業実施国数）

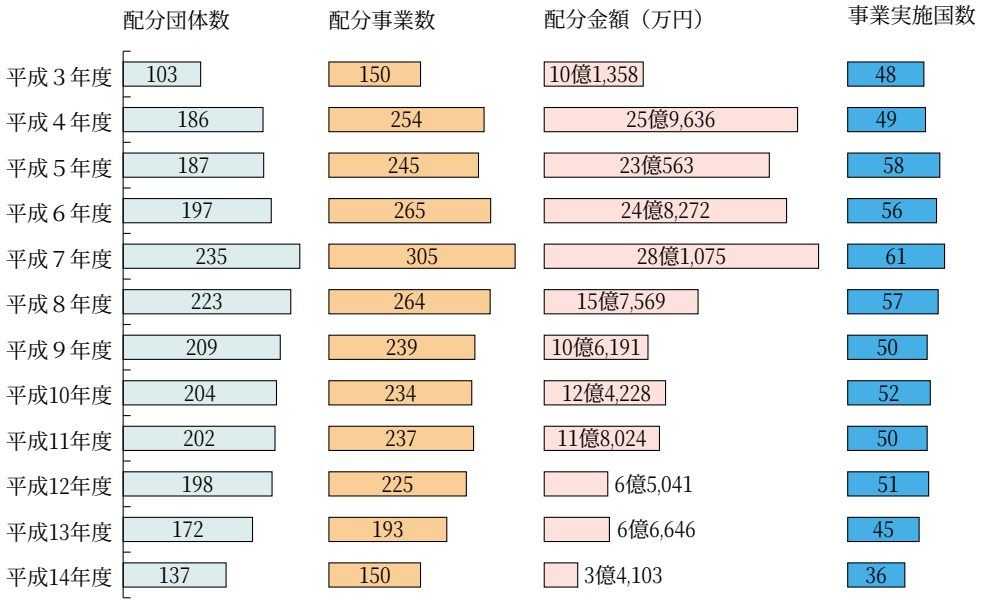

に出向き、当該地域の人々に対して直接活動を実施するもの、③援助事業の対象地域の人々に技術を指導する等、当該地域の人々の自立を支援するものという三つの条件を満たす事業を配分対象とする。つまり、BHN（Basic Human Needs、基礎的生活分野）を中心に、「顔の見える援助」かつ「自立を支援する事業」を援助範囲としている。BHNとは、日常生活を営む上で必要不可欠なものであり、具体的には、衣食住、水、必要最低限の医療、教育など開発途上地域の人々の生活改善に直接結びつく内容を指す。

対象分野の特定はなく、対象団体や対象事業の条件を満たす国内NGOの活動であれば、その事業内容を審査した上で、援助事業経費の一部を補助している。

過去の配分実績をみると、援助分野別では、医療・衛生、教育、職業訓練・技術指導、農業指導等の農村開発、環境保全及び住民の生活改善一般に係る事業など幅広い分野に配分している。

他の助成制度における援助範囲をみると、例えば、外務省の国際開発協力関係民間公益団体補助金は、自ら人員を開発途上国に派遣して実施・遂行する政府レベルでは対応が困難な草の根レベルの開発協力活動であって、地域社会のニーズを十分に把握し、地域住民の自助努力による自立を促し、地域住民の参加がある事業を援助範囲としている。資金助成や物資輸送のみを行う事業、現地カウンターパート等に全面委託する事業は対象外としている。また、環境事業団の地球環境基金は、開発途上地域や国内で実施する環境保全活動であって、現地のニーズに基づいた活動の必要性、活動の自主性、現地住民又は民間団体の参加（海外活動）や広範な国民の参加（国内活動）を得て実施される活動など活動の広範性がある事業を援助範囲としている。現地ニーズを反映させた事業、現地住民等の広範な参加を得られる事業、現地住民の自立を支援する事業であることは、他の助成制度にも共通する援助範囲である。

②　団体資格（配分対象団体）

国際ボランティア貯金の寄附金による海外援助の対象となる団体資格は、①日本国内に事務所を

置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在の明確な団体、②海外援助事業を実施する営利を目的としない民間の団体（法人格の有無を問わない）、③適正な会計処理が行われていること、④事業の実施に必要な自己資金を確保する能力を有していること、⑤他の援助団体に対して助成を行っていないこと、⑥過去の援助事業実施に当たって重大な問題がなかったこととなっている。

他の助成制度における対象団体をみると、日本国内に住所又は事務所等を置き責任の所在が明確であること、継続的な活動実績があること、事業遂行や会計面において十分な管理能力を有すること、政治的、営利的、宗教的活動を行わないことなどは、国際ボランティア貯金と同様、他の助成制度にも共通する団体資格である。

③　募集方法、審査方法

国際ボランティア貯金の寄附金の配分申請については、公募期間中（年１回、例年３月）に申請団体の所在地の集配郵便局（配達を受け持つ郵便局）に申請する。その後、総務省内での書類審査、審議会専門委員からの意見聴取、外務省等関係行政機関との協議後、審議会へ諮問し、その答申を受けて総務大臣が配分団体及び配分額を決定（例年６月）する仕組みとなっている。

平成15年４月以降は、日本郵政公社が募集、選考を行い、総務大臣の認可を受けて配分決定を行うこととなる。

他の助成制度における募集方法や審査方法をみると、国際ボランティア貯金の寄附金配分決定の段取りと同様に、年１回の公募期間を設け、２、３ケ月の間に、事務局での書類審査、審査委員会等において審査選考し、助成金交付先及び助成額を決定する助成機関がほとんどである。

④　配分対象となる経費

国際ボランティア貯金の寄附金による海外援助の対象となる経費は、物資・資機材の調達費、建設費、建造物の工事費、現地事務所経費（事務所借料、光熱費等）、現地における雇用費（専門家、スタッフ及び作業員等）、専門家やスタッフの派遣費（航空運賃、現地交通費、滞在費、日当）などである。限られた寄附金を有効に配分する観点から、恒常的に要する経費で配分の成果が具体的な形で見えにくいもの（国内事務所経費、通信費、事前調査・事後評価の経費等）は配分対象外となっている。

他の助成制度における対象経費をみると、物資・資機材の調達費、施設建設費、専門家・現地スタッフ人件費、渡航費などは、国際ボランティア貯金と同様、他の助成制度も共通して対象経費としている。外部監査費（外務省の国際開発協力関係民間公益団体補助金）やNGO自身が実施する事後評価の経費（㈶国際開発救援財団）を対象経費とする助成機関もある。

⑤　助成金の交付のタイミング

国際ボランティア貯金の寄附金は、事業を実施する前に、国際協力NGOへ概算払いしている。

他の公的な助成制度である国際開発協力関係民間公益団体補助金や地球環境基金では、助成金を精算払い（NGOが事業を実施した後に助成金を交付）している。一方、民間の助成制度では概算払いとしているところが多い。助成金を概算払いする仕組みは、概して日本の国際協力NGOは財政基盤が脆弱であるため、NGOにとっては活動経費を調達しやすいというメリットがある。反面、助成機関にとっては事業実施後の監査で不適切なものは返還金を求める形となり事務手続きが煩雑になるというデメリットがある。助成金を概算払いする助成機関の中には、（助成金が一定金額以

上の場合）事業実施当初と中間報告書受領後に分けて助成金を交付するなど、概算払いを取り入れながらも、事業の進捗状況に応じた助成金交付を行っているところ（公益信託経団連自然保護基金）もある。

⑥　配分事業の監査

国際ボランティア貯金の配分事業に対する監査については、書面監査と実地監査を行っている。書面監査では、全事業を対象として、中間報告書及び完了報告書（会計帳簿、領収書、実施状況の写真等を含む）により配分申請書に記載された実施計画どおりに事業が実施されたこと及び配分金が適切に使用されたこと等を確認している。監査の結果、不適切である場合は、配分団体に対して改善や配分金の返還を求める。また、実地監査では、職員や委託した民間調査機関のスタッフが配分団体の事務所又は現地の事業実施地域を訪問し、事業が計画どおり適正に行われていることなどを確認している。

他の助成制度における助成事業に対する監査については、ほとんどの助成機関が、中間報告書や完了報告書により事業の活動状況の確認、会計監査等を行っている。

終わりに

国際ボランティア貯金の寄附金は、郵便局の通常貯金・通常貯蓄貯金の利子の全部又は一部を原資としているため、長引く超低金利の影響を受けて、寄附金配分金額は年を追うごとに減少している。しかしながら、国民参加による草の根の援助活動を支援し、開発途上地域の人々の福祉の向上に貢献する国際ボランティア貯金の役割は、日本の国際協力活動の中で、益々大きくなってきているといえる。少額であっても、預金者の善意の結晶である国際ボランティア貯金の寄附金が、全国各地の国際協力NGOによって、開発途上地域の人々の福祉の向上、当該地域住民の自立の促進に、効率的・効果的に活用されることを期待するものである。

参考文献

総務省「NGO活動状況報告書」
中村陽一、日本NPOセンター［1999］「日本のNPO/2000」㈱日本評論社
特定非営利活動法人　国際協力NGOセンター［2002］「国際協力NGOダイレクトリー2002：国際協力に携わる日本の市民組織要覧」
郵政事業庁郵便貯金ホームページ（http://www.yu-cho.yusei.go.jp/volunteer-post/index.htm）
外務省ODAホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_4/sei_4f.html）
国際協力事業団ホームページ（http://www.jica.go.jp/Index-j.html）
環境事業団地球環境基金ホームページ（http://www.eic.or.jp/jfge/）
㈶イオン環境財団ホームページ（http://www.aeon.info/ef/）
㈶国際開発救援財団ホームページ（http://www.fidr.or.jp/）
経団連自然保護基金ホームページ（http://www.keidanren.or.jp/kncf/）